

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月28日
【事業年度】	第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樽 見 耕 作
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町3丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 野 上 義 之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町3丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 野 上 義 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 27 日に提出しました第 55 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第 2 事業の状況
 - 3 対処すべき課題
 - 第 4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第 2【事業の状況】

3【対処すべき課題】

（訂正前）

今後の世界経済につきましては、原油価格の動向等に懸念材料があるものの、全体としては当期と同様に堅調に推移することが見込まれます。

自動車業界につきましては、日本、米国、欧州といった主要市場での需要は横ばいと見られるものの、中国やインド等が牽引役となり、世界全体では微増が予想されます。

日本車については、内需が減少する中で、今後は韓国や中国などからの主要市場への輸出が増加することも予想され、日系自動車メーカーの海外生産は益々増加していくものと考えられます。

こうした中、当社グループといたしましては、ビジョン 2010 で掲げた次の目標を実現すべく、中期諸施策に取り組む所存であります。

グローバル 5（世界シートシェア 5%）

連結売上高 2,500 億円

連結 ROE10%

特に喫緊の重点課題として、「グローバル事業の安定」と「付加価値の拡大」を掲げ、これらに確実かつスピーディーに取り組み、ビジョン 2010 を実現してまいる所存です。

（訂正後）

（１）対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、原油価格の動向等に懸念材料があるものの、全体としては当期と同様に堅調に推移することが見込まれます。

自動車業界につきましては、日本、米国、欧州といった主要市場での需要は横ばいと見られるものの、中国やインド等が牽引役となり、世界全体では微増が予想されます。

日本車については、内需が減少する中で、今後は韓国や中国などからの主要市場への輸出が増加することも予想され、日系自動車メーカーの海外生産は益々増加していくものと考えられます。

こうした中、当社グループといたしましては、ビジョン 2010 で掲げた次の目標を実現すべく、中期諸施策に取り組む所存であります。

グローバル 5（世界シートシェア 5%）

連結売上高 2,500 億円

連結 ROE10%

特に喫緊の重点課題として、「グローバル事業の安定」と「付加価値の拡大」を掲げ、これらに確実かつスピーディーに取り組み、ビジョン 2010 を実現してまいる所存です。

（２）当社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持、発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標としてビジョン 2010 を策定し、平成 22 年（2010 年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

ビジョン 2010 で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア 5 %）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として「私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する」を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成 22 年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成 17 年度～平成 19 年度）と後期中期事業計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の二段階で達成することにして

います。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- ・北米地域における開発拠点の拡充と欧州地域における基盤整備
- ・米国、英国、中国における日産事業の展開
- ・メキシコ事業の拡充

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいります。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成 22 年度までにグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制を整備しております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期 1 年への短縮などを実施しており、コーポレートガバナンスの充実に務めております。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的な IR 活動を展開してきております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成 18 年 6 月 28 日に開催された定時株主総会において、当社取締役会の事前の賛同を得

ない特定の株主による当社株券等の保有割合が 20%以上の結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入いたしました。信託型ライツプランは、当社が予め信託銀行に新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みであります。

当社が導入した信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されることがないように、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発動の適切性を判断する役割を担います。

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、配当金につきましては、事業年度毎の利益の状況と事業展開の動向、更には連結配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持に努めてまいりました。また、会社法施行後も従来どおり中間期末日及び期末日を基準日とした年2回の配当を継続することとしております。

当期の連結純利益は前期比大幅減となりましたが、上記方針のもと、平成19年3月期の期末配当金は、1株当たり5.0円の普通配当に、東京証券取引所への上場20周年及び米国進出20周年を記念として1.0円の記念配当を上乗し、これにより中間配当金とあわせた年間の配当金は1株につき12円(普通配当金10円、記念配当2円)となります。なお、今後も、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいります。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び中長期的な成長と利益の確保のため、研究開発、設備、国内外事業展開などへ積極的に投資し、磐石な経営基盤の確立に努めてまいります。

(訂正後)

当社の剰余金の配当につきましては、事業年度毎の利益の状況と事業展開の動向、更には連結配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持に努めてまいりました。また、会社法施行後も従来どおり中間期末日及び期末日を基準日とした年2回の配当を継続することとしております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

当期の連結純利益は前期比大幅減となりましたが、上記方針のもと、平成19年3月期の期末配当金は、1株当たり5.0円の普通配当に、東京証券取引所への上場20周年及び米国進出20周年を記念として1.0円の記念配当を上乗せし、これにより中間配当金とあわせた年間の配当金は1株につき12円(普通配当金10円、記念配当2円)となります。なお、今後も、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいります。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び中長期的な成長と利益の確保のため、研究開発、設備、国内外事業展開などへ積極的に投資し、磐石な経営基盤の確立に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月16日 取締役会決議	208	6
平成19年6月27日 定時株主総会決議	186	6

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文及び ~ 省略

~ 記載なし

(訂正後)

前文及び ~ 省略

取締役の員数及び取締役の選任の決議要件

a. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

b. 取締役の選任決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うため、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、会社法第427条第1項の定めにより、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。